

別表3 宅内配管工事費が補助対象になる場合とその確認書類の例

(浄化槽設置自体が補助対象にならない場合は宅内配管工事も補助対象になりません)

(○は補助対象 △は条件付きで補助対象 ×は補助対象外)

工事内容	補助対象	確認書類の例
改造に伴う単独処理浄化槽又は汲取りから合併処理浄化槽への設置替(水廻りの改造を伴わない場合も含む)	○	
単独処理浄化槽又は汲取り家屋の増改築に伴う設置替	△ ※注	<p>※注 家屋の構造を変えない軽微な改築や旧宅の間取りを変えずに新たに居住人員が増加するための増改築を行う場合のみ対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増改築前後の間取り図面 ・旧宅の間取りを変えずに新たに居住人員が増加するため増改築する場合はその旨を記載した理由書、新たに増加する居住者の住民票
単独処理浄化槽又は汲取り家屋の建替に伴う設置替	×	

注意事項

汲取り転換に伴い宅内配管工事費の補助を申請する場合は、原則として便槽を完全撤去する必要があります。

完全に便槽が撤去できない場合は理由書、平面図、断面図等によりその旨を示してください。